

受理官庁 TH	知的財産局 (DIP)(タイ)	附属書 C TH
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	タイ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語, タイ語 <sup>1</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか?	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁, 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA), 欧州特許庁, シンガポール知的所有権庁, 日本国特許庁 (JPO), 韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁, 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) <sup>2</sup> , 欧州特許庁 <sup>2</sup> , シンガポール知的所有権庁 <sup>2</sup> , 日本国特許庁 (JPO) <sup>2</sup> , 韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁 <sup>2</sup>	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: バーツ (THB)	
送付手数料	THB 3,000	
国際出願手数料 <sup>3</sup>	1,330 スイス・フランに相当する THB の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>3</sup>	15 スイス・フランに相当する THB の額	
調査手数料	附属書D (AU), (CN), (EP), (JP), (KR), (SG) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	THB 50	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がタイに居住している場合 要, 出願人がタイの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている弁理士又は特許代理人	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 この官庁は, 国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り, 管轄する。
- 3 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

TH

知的財産局  
(DIP)(タイ) (続き)

TH

委任状の提出要件の放棄

受理官庁は、別個の委任状を提出する  
要件を放棄しているか？ していない

受理官庁は、包括委任状の写しを提出  
する要件を放棄しているか？ していない